

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第一日

平成二十一年九月八日（火曜日）

一 出席議員及び欠席議員

出席議員

一	番	藤	理	君
二	番	吉	野	誠
三	番	木	村	千
四	番	栗	田	利
五	番	広	瀬	文
六	番	奥	村	耕
七	番			作
八	番	末	政	京
九	番	岩	崎	秋
十	番	丹	羽	豊
十一	番	小	林	敏
十二	番	広	瀬	康
十三	番	衣	斐	弘
欠席議員	なし			修

二 地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため出席した者

町	長	中	川	満	也	君
副	町	西	哲	也	君	
総	務	若	山	隆	史	君
課	長	桐	山	浩	治	君
企	画					
調	整					
課	長					

三 職務のため出席した事務局職員

税	務	課	長	江	崎	徳	夫	君
健	康	福	祉	課	長	小	川	孝
住	民	課	長	永	澤	幸	男	君
建	設	課	長	高	木	栄	太	郎
産	業	課	長	三	浦	高	雄	君
下	水	道	課	長	小	林	徹	雄
会	計	管	理	者	兼	小	藪	鉄
会	計	課	長	小	藪	鉄	男	君
消	防	主	任	山	田	敏	郎	君
水	道	課	長	古	山	則	雄	君
教	育	課	長	渡	辺	眞	悟	君
学	校	教	育	課	長	興	慈	善
生	涯	学	習	課	長	乾	豊	君
事	務	局	長	高	木	一	幸	
書	記			久	保	田	陽	一
書	記			三	木	弘	子	

四 議事日程

平成二十一年第七回垂井町議会定例会第一日議事日程

開議 平成二十一年九月八日（火）

午前九時

- 日程第一 諸般の報告
- 日程第二 報告第五号 専決処分の報告について

報告第六号 平成二十年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第三 議第五十四号 専決処分の承認について

日程第四 議第五十五号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

議第五十六号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第五十七号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）

議第五十八号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

議第五十九号 平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

議第六十号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）

議第六十一号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第一号）

議第六十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）

五 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

六 会議の次第

議長（衣斐弘修君） これより平成二十一年第七回垂井町議定

例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。（午前九時二分）
お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から十七日までの十日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は十日間と決定しました。なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしました案のとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第九十九条の規定により、六番奥村耕作君、八番末政京子君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第一 諸般の報告

議長（衣斐弘修君） 日程第一、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情二件及び監査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第二 報告第五号 専決処分の報告について

報告第六号 平成二十年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（衣斐弘修君） 日程第二、報告第五号専決処分の報告につ

いて及び報告第六号平成二十年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第五号及び第六号について一括して説明申し上げます。

報告第五号専決処分の報告につきましては、平成二十一年七月二十七日、垂井町千三百二番地先、県道垂井停車場線上において発生しました町有自動車の接触事故につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、平成二十一年九月二日にこれを専決処分いたしましたので、同条第二項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第六号平成二十年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定により、監査委員の審査意見をつけて議会に報告するものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） ただいま上程されました報告第五号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

議案にございますとおり、去る平成二十一年七月二十七日午前

九時ごろでございました。垂井町千三百二番地先、これは大垣共立銀行垂井支店の北側、県道新垂井停車場線上において、町有自動車が大垣土木事務所へ向かうため東進をし、銀行北の駐車場を通り過ぎようとしていたところへ、当該駐車場から東進しようとして県道に出てきた相手方車両が町有自動車の右側後方部へ接触し破損した事故について、双方ともに車両が動いていた状況から、過失割合、当方二割、相手方八割として、相手方に二万三千二百六十四円を支払うということで、九月二日、示談が成立したのに伴いまして、早速、保険申請手続を進めるため、同日付で、地方自治法第百八十条第一項の規定によります町長の専決処分手項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、本議会に報告するものでございます。

交通安全につきましては、毎月、安全運転の標語を各事務室に掲示して全職員に啓発いたしておりますが、今回の事故も含めて本年度、既に三件目でございます。まことに申しわけなく思っております。今後とも、各課・施設において公用車運転命令のたびに、安全運転、事故防止の声がけをするとともに、それによりまして意識高揚に努めてまいりる所存であります。よろしく御理解を賜りたいということで、よろしくお願いをいたします。

以上、報告第五号を終わらせていただきます。

続きまして、報告第六号平成二十年度垂井町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての補足説明をさせていただきます。今回報告をさせていただきましたのは、お手元議案にございます、議案のもう一ページをめくっていただきますと、垂井町健全化判断比率・資金不足比率報告書ということでお示しをさせていただきます。

いております。その中で概念的なことをまず申し上げたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政状況の指標でございます。実質赤字比率、こちらは、お手元の議案書をめくっていただきますと、それぞれ、実質赤字比率は一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率、次に連結実質赤字比率、全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率。それから実質公債費比率、一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。それから将来負担比率でございます。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。それからもう一つ、公営企業における資金不足比率でございます。公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率ということでそれぞれの指標が計算されるわけでございますが、お手元の議案書の「財政指標の垂井町会計区分イメージ」というページをおめくりいただきたいと思えます。縦にずうっと矢印が出ているものでございませぬ。これがそれぞれの指標がどの会計に及ぶか、どの会計を対象とした比率であるかというのがわかりいただけるかと思えます。それからもう二ページめくっていただきますと、こちらには監査委員の意見を付してということで報告をさせていただきます、その監査委員の意見が添付されております。こういった議案書を見ていただきながら、最初の報告書にお戻りをいただきたいと思えます。

こちら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項、これは実質赤字比率から将来負担比率、この表でいきます上

側に書いてございます指標でございます。それから、「及び第二十二条第一項の規定により」と申しますのは、その下側に水道事業会計から農業集落排水事業特別会計までの四会計におきます資金不足比率を規定されたものでございます。これの平成二十年度における健全化比率等を次のとおり報告しますということで、この健全化に関する法律は、昨年一部実施という形でございますけれども、本年四月一日からは本施行という形になっております。したがって、全国津々浦々の市町村がこういった比率を出していくものでございます。

今回のこういった健全化比率に先立ちまして、一方では、新公会計制度という制度によりまして、貸借対照表、あるいは行政コスト計算書、あるいは資金収支計算書、純資産変動計算書、こういった諸表の整備もいたしまして、十九年度におきます諸表の説明は六月定例会の会期中に説明をさせていただいて、平成二十年度の諸表は現在作成中ということでございます。

それから、今回の議案配付の折に、平成二十年度の決算書、あるいは決算資料もあわせてお配りをさせていただいておりますけれども、そういった諸表、これで三つの柱と申しますか、財務状況を分析するのに必要となるこういったものが整備されてきたという、そういう状況になります。

そこで、今回は健全化判断比率ということで中身に入らせていただきますけれども、まず実質赤字比率でございます。こちらは普通会計ベース、一般会計、住宅新築、ふれあい交流、郡障害者自立支援認定審査会特別会計、こういった普通会計ベースですけれども、実質赤字がございません。したがって、これは

計算ができないということで横線でございます。

次に連結実質赤字比率、こちら全会計を通じまして赤字はございません。したがって、こちら計算はできないということで横線でございます。

ちなみに、早期健全化基準、あるいは財政再生基準も参考としてお示しをさせていただいております。よろしくごらんをいただきたいと思っております。

それから次の実質公債費比率でございます。こちらは三カ年平均という形になっております。昨年から一・七ポイント増ということで、一一・六でございます。こちらは早期健全化基準は二五％です。財政再生基準は三五％ということで、それ以下だということ、健全だという形になっておりますが、昨年と比較して一・七ポイントふえたところが実は問題でございます。こちらにつきましては、一般会計でいいですいわゆる負債でございますね。六十三億円余りの元利償還金の部分です。それから公営企業、こちらは下水道特別会計のいわゆる負債関係の償還金、こちらは一般会計を通じて繰り出しをした財源をもって充てているということ、これも算定に入ってきます。それから、一部事務組合と申しまして、例えば、私どもでいいます不破消防組合、あるいは西南濃粗大廃棄物処理組合、あるいは大垣衛生施設組合、こういったところに負担金という形で拠出をさせていただいて、その財源をもって償還に充てられるというような形になっていくわけでございますけれども、そういったものも対象にしております。こういったものを標準財政規模、決算資料を見ていただきますと決算資料の一ページの一番右側に書いてございます数字でこ

ございます。五十七億七千四百万円余りの数字が載っておりますかと思えますが、これが標準財政規模という、こちらこちらに出てきます、この数値は。これは標準税収入額と普通交付税額、あるいは臨時財政対策債の発行可能額、これらを足したものが標準財政規模という形であらわされるものでございまして、この標準財政規模を分母に置きまして、ただいま申し上げましたそれぞれの会計、あるいは組合の償還金、こういったものを分子に置きまして計算されたものがこの指標になるわけでございます。三カ年平均ということでございますけれども、こちらは、昨年は一〇・九で、ことは一一・六ということで、大きな要因は、やはり平成二十年度において、単年度ですけれども一四・七一・九四七、こういった数字になっております。したがって、三カ年平均を平均しますとこういった形になるわけでございます。

それから次に将来負担比率でございます。これは七〇・九ということで、昨年比較〇・九ポイントふえております。これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額、これを標準財政規模で割り込んだものでございます。こちらは、端的に言いますと、標準財政規模から公債費、いわゆる借財の中でも基準財政需要額に算入される元利償還金がございまして、そういったものを差し引きます。それを分母にします。今回は分母がマイナス四百万円余りということで、分子につきましては地方債の現在高、一般会計は六十三億円余り、それから公営企業等、下水道関係ですね、こういったものが六十九億余り、それから一部事務組合等の負担金等でございますけれども、これが四億四千万円ほどでございます。それから退職手当負担金ということで、全職員が退職した折に支

払わなければならない金額を見込みとして上げますけれども、そういった分子が四千二百万円ほどふえております。したがって、将来負担比率は、〇・九ポイントでございますけれども上がったという形の計算でございます。

まだ、この地方債につきましては、事業の展開によりましては増加というような見越しもなされるものでございまして、こういった指標をしっかりと分析しながら、今後の行財政マネジメントに活用していきたいというふうに考えております。

続きまして、その下側の資金不足比率でございます。水道事業会計でございます。これは資金不足はございません。七億八千万円ほどの黒字という形、簡易水道特別会計は一千万円ほどの黒字、公共下水道関係は一億円余りの黒字、それから農業集落排水事業特別会計は二十六万円ほどの黒字ということで、いずれも黒字でございます。資金不足は生じていないということで、すべていわゆる横線であらわしておるものでございます。

なかなか数字が膨大な決算統計に基づく諸数値からの引用ということで、端的に御説明するのが非常に難しゅうございますが、もう一つ申しておきたいのが、実質公債費比率で一八%未満と以上では取り扱いが随分と違ってきます。一八%未満ですと地方債の発行といったものは国・県との協議において原則自由に発行できていくんですけれども、これが一八%を超えて二五%までですと、地方債の発行は許可制ということと、あわせて公債費負担適正化計画、いわゆる将来にわたっての単独事業、あるいは公共事業、こういったものの計画を出さなければならぬというような形の、これは義務が発生いたしますものでございます。こういったこ

とで、しっかりと行政ニーズにこたえつつも、しっかりと行財政運営のこういった指標も見ながらという、そういった展開で今後とも進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔拳手する者あり〕

二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今、専決処分の報告について報告がありましたけど、毎回、臨時議会、本議会のたびにこういう事故があるというふうに記憶しております。そこで、事故を起こした職員に対するペナルティーは科せられているのかどうかと、まずそれを一点目にお聞きします。報告だけで毎回済んでおるんですけど、議会に対する、どういう結果になったとか、ペナルティーも科せられたかどうかというのは全然私どもはわかりませんが、そういうふうに職員にどういうふうにしておるんだと。

それから二点目、使用者の交通事故・違反に対して、安全管理者を垂井町は設けておりますが、そこら辺はどのように把握して見えるのか。安全管理者はだれで、副はだれで、そのところは私もわかりませんので、その担当者のお名前も聞かせていただきたい。

それから、全般についてこういう交通事故が多いということは、町長が職員に対する研修をどのようにやっているのか、その報告

もお願いしたいと思います。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 二番議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

まず第一点目の、事故を起こした職員のペナルティーはということなんですけれども、必要に応じて町長等からのいわゆる厳重な注意等も行っていただく状態でございます。そういった事故を起こさない人、起こした人とは当然その対応が違ってくるものということ、よろしくお願いしたいと思います。

それから、安全運転管理者と副安全運転管理者でございますが、安全運転管理者は不肖私が担当でございます。それから副につきましては総務課長補佐の・・・が担当をいたしております。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 二番吉野誠君。

〔吉野誠君登壇〕

二番（吉野誠君） 今、総務課長より答弁がありましたけど、注意をしておるだけというだけではちょっと足りないのではないかなという気がしております。もう少し、じゃあペナルティーとしてどういうのがいいのかというのはよくわかりませんが、清掃作業に何時間してもらうとか、そういう形でやっていただいた方が、より一層いいんではないかなというふうに思っております。そこら辺はどうでしょうか。

それから、安全管理者が総務課長と、副が課長補佐というふう

後日取り消し発言あり

に言われました。副の場合、・・・には何も恨みはないんですけど、私どもが聞いておりますのには、過去に飲酒運転とそれに伴う人身事故を起こされた。だからそういう人を副安全管理者ということ、ちょっとおかしいんではないかなというふうに思っております。そこら辺はどういう考えでみえるのか、町長、そのところをよく答弁してください。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） まず、ペナルティーの科し方の話でありますけれども、当然、事故の内容にもよります。今回の場合物損事故ということでありまして、先ほど負担割合の話もしました。両方とも移動して動いておるといふ状況での八対二ということですが、事故状況から見ても、こちらが過ぎた後に向こうからぶつかってきておるといふ状況で、一般的に言うもらい事故的な状況にあります。そういった部分にどうペナルティーを科すのかと、これはやはり非常に問題があると思えますし、例えば人身事故、人を傷つける、あるいは死亡事故になると、こういった形の注意については、当然そんな口頭注意で済むはずがないというふうにも思っております。また、その内容によりまして、昨今、飲酒運転等があつて、これに対する対応というのは非常に厳しいものがあるわけで、その状況に応じてこちらとしては対応しておるといふ考え方があります。ですから、事故の程度によるというふうにお考えをいただきたいと思えます。

また、その副管理者についてであります。過去の経緯等を御存じのようでありませけれども、これによってその人の人格がす

べて否定されるというわけではないと思いますし、今現在、正規にその仕事を職務に忠実に執行しておると私は認識しております。議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 報告第六号の方について質問いたします。

一番初めに書いてあります資金不足比率、これの企業会計の方ですが、この企業会計は一般会計からの繰り入れによって黒字になっていると思うんですが、この報告書、こういう書式でこれはいいと思うんですが、実際、繰入金がない場合のこの資金不足比率というのも大事ではないでしょうか。これによって実質公債費比率は変わらないと思うんですが、個別の企業会計については大きく変わるんじゃないかと思うのですが。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 六番議員の御質問にお答えいたしたいと思えます。

ただいま資金不足の項目の御質問でございましたけれども、先ほどの会計区分イメージを見ていただきますと、それぞれの指標は、いわゆる連結実質赤字とかそういったいわゆる全会計、あるいは特定会計という形で出てきておるんですけれども、資金不足に關しましては、その会計単独で見えております。法に従いますとこういった形で計算、いわゆる資金不足はないですよという形なんですけれども、今後、やっぱり参考的にも、ただいま議員が

おっしゃいましたいわゆるシミュレーション、こういったものもしながら、実態会計というものの、いわゆる繰り入れをしないで単独で運営した場合の資金不足はどうなるんだというようなことも参考というようなことで算定し、それを活用していくというののも一つの方法でございますので、御提案いただいた方向も検討しながら今後進めてまいりたいと思えますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（衣斐弘修君） 六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） 今、将来そういうことも考えてやっていきたいまでの話でもなかったと思うんですが、やるかやらんか、町長、どっちですか。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 六番議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今、総務課長が申しましたように検討する価値のあるものという判断をしますので、そういった指標として出していく考え、数字を検証していくという形でやっていくということでもよろしいかと思えます。

〔「やるの」と呼ぶ者あり〕

そういうことですね。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。
これをもって報告を終わります。

日程第三 議第五十四号 専決処分承認について

議長（衣斐弘修君） 日程第三、議第五十四号専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五十四号専決処分の承認について提案理由を御説明申し上げます。

去る平成二十一年八月十二日、垂井町敷原三十番一地先、町道敷原線及び町道敷原一号線交差点上において、破損した側溝ぶたがはね上がり自動車と接触した事故につきまして、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、損害賠償の額を定めることについて、平成二十一年八月十八日、これを専決処分いたしましたので、同条第三項の規定により議会に報告し、その承認を求めるところであります。

細部につきましては建設課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 議第五十四号専決処分の承認につきまして、道路管理の立場から建設課が補足説明を申し上げます。ただいま町長からも説明申し上げたとおり、本年八月十二

日午後十時ごろに、垂井町敷原三十番地一地先、町道名で申し上げますと敷原線と敷原一号線の交差点内におきまして、
・・・が、軽自動車で勤務からの帰宅途中、敷原一号線の横断側溝を横断しようとしたところ、横断側溝ぶたがはね上がり、軽自動車側面下部に接触、損傷をしたものでございます。この事故の損失割合につきましては、修理費相当額の全額二万五千六百二十円を垂井町が損害賠償するというもので、八月十八日に示談が成立いたしました。今回、特に事故自動車の修理など緊急を要するために、地方自治法第百七十九条によりまして専決処分をいたしまして、今議会にて御承認をお願いするものでございます。

今後におきましては、このような事故防止のために、道路パトロールなどにより一層強化いたしまして、道路管理に努めていく所存でございます。

なお、今回の事故に係ります損害賠償補てんにつきましては、全国町村総合賠償保険の手続を進めております。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

六番奥村耕作君。

〔奥村耕作君登壇〕

六番（奥村耕作君） まず、このはね上がった原因ですね。なぜはね上がったか。通常の場合ははね上がらないんですけれども、その原因は何だったのかというのと、それと、私も昔同じようなことで車のドライブシートがいかれたことがあったんですが、

垂井町で直してもらいましたけれども、垂井町からの謝罪は一切なかったですね。今回どのように対応されたか。これは、一〇〇・ゼロで垂井町が払ったということは、垂井町の道路に瑕疵があったからであると思うんですね。それでちゃんと謝ることがあなたちはできたかどうか、しはったかどうか、その辺をお聞きします。

議長（衣斐弘修君） 建設課長高木栄太郎君。

〔建設課長高木栄太郎君登壇〕

建設課長（高木栄太郎君） 六番議員の御質問でございますが、今回の事故の原因につきましては、道路横断側溝のあごが欠けまして、ふたががたついたらと、こういったところでございます。

このように道路側溝、横断側溝、町内には幾つかあるわけでございますが、昭和の年代につくりました現場打ち側溝でございますね。そういった側溝が比較的多くこういった状況があらわれておる状況でございます。事故の通報がありまして、翌日には応急措置として側溝ふたをかえ、一部補修いたしましたして、ポストコーンなどを置いて注意喚起いたしました。現在ではその分を業者に発注いたしましたして、コンクリート等で完全に修復されておる現状でございます。

事故の報告がございまして、即刻、うちの職員が自宅へ参りまして、いろんな原因を聞きまして、今後の対応ということで、おわびをしたところでございます。

これから、先ほど申しましたが、現在は住民の方の通報とか、議員さんからも通報いただいたときもございます。そういったところを早急にうちの職員が確認いたしましたして、速やかに修復して

いきたいと、このように考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔議長〕と呼ぶ者あり〕

議長（衣斐弘修君） 一番藤壇理君。

〔藤壇理君登壇〕

一番（藤壇理君） 今回、この場所について、先ほども住民からの通報があったかどうかということも一点御確認しておきたいのと、もう一点、道路管理が町側にあるということですので、担当課はもとより、職員が通勤等で行き来する道路もたくさんあると思いますので、そうした注意喚起を職員等に促しているかどうかを町長の方にお聞きしたいと思えます。

議長（衣斐弘修君） 町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 一番議員の御質問にお答えをさせていただきますたいと思えます。

通報というのは事故があつて通報があつたということで、事前に通報があつたというふうには聞いておりません。

それから、こういった注意喚起でありますけれども、こういった道路側溝に限らず、街灯でありますとかカーブミラーの損傷、そういった部分、当然に通勤途中に目にするものがあると思えますので、そういったものについては逐次報告させるような形で指示しておるところでございます。

議長（衣斐弘修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第五十四号専決処分承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第四 議第五十五号 垂井町国民健康保険条例の一部改正に

ついて

議第五十六号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の

一部改正について

議第五十七号 平成二十一年度垂井町一般会計補正予

算（第四号）

議第五十八号 平成二十一年度垂井町国民健康保険特

別会計補正予算（第二号）

議第五十九号 平成二十一年度垂井町老人保健医療特

別会計補正予算（第一号）

議第六十号 平成二十一年度垂井町公共下水道事業

特別会計補正予算（第一号）

議第六十一号 平成二十一年度垂井町介護保険特別会

計補正予算（第一号）

議第六十二号 平成二十一年度垂井町後期高齢者医療

特別会計補正予算（第二号）

議長（衣斐弘修君） 日程第四、議第五十五号垂井町国民健康保険条例の一部改正についてから議第六十二号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。町長中川満也君。

〔町長中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第五十五号から議第六十二号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第五十五号垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険運営協議会の委員の定数の改正と、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、出産育児一時金について経過措置を定めるものであります。

議第五十六号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防法の一部を改正する法律が施行されるのに伴い所要の改正を行うものであります。

議第五十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）につきましては、今回の補正は一億七千三百六十六万六千円の追加で、予算総額は八十四億二千六百六十八万八千円となります。

補正いたしますものは、総務費では、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及び総合窓口設置等に係ります経費の増額措置をいたしました。

民生費では、子育て応援特別手当給付事業、地域子育て創生事業及び児童相談体制整備対策事業等に係ります経費の増額措置を

いたしました。

衛生費では、民生費と同様に、地域子育て創生事業及び児童相談体制整備対策事業に係ります経費の増額措置と、負担金、補助及び交付金の減額措置をいたしました。

教育費では、学校情報通信技術環境整備事業及び理科教育設備整備事業に係ります経費の増額措置をお願いするものであります。財源につきましては、国・県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第五十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は二百八十四万一千円の追加で、予算総額は二十六億五千三百四十九万二千円となります。

補正いたしますものは、役務費、償還金、利子及び割引料、予備費の増額と、負担金、補助及び交付金の財源振りかえ措置をいたしました。

財源につきましては、国・県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第五十九号平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は四千二百五十八万三千円の追加で、予算総額は五千七十八万三千円となります。

補正いたしますものは、医療費交付金の確定に伴い、償還金、利子及び割引料、操出金の増額と、予備費の減額措置をいたしました。

財源につきましては、支払基金交付金、県支出金、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第六十号平成二十一年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は二百九十九万九千円の追加で、予算総額は十億一千六百九十九万九千円となります。補正いたしますものは、受益者負担金一括納付に係ります報償費を増額するもので、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第六十一号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第一号）につきましては、今回の補正は四百二十二万八千円の追加で、予算総額は十五億九千四百二十二万八千円となります。

職員異動による人件費を補正するもので、財源につきましては、国・県支出金、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

議第六十二号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）につきましては、今回の補正は千四百二十一万五千円の追加で、予算総額は二億八千四百三十九万九千円となります。

補正いたしますものは、高齢者医療制度円滑運営事業に係ります委託料の財源振りかえ措置と、負担金、補助及び交付金、償還金、利子及び割引料、操出金の増額措置をいたしました。

財源につきましては、繰越金、諸収入及び国庫支出金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましてはそれぞれ担当課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（衣斐弘修君） 住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは、私の方からは議第五十五号垂井町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

あわせて、事務局から配付されております垂井町国民健康保険条例の一部改正する条例の新旧対照表もごらんいただきたいと存じます。

垂井町国民健康保険条例の一部を次のように改正するというところで、第二条第四号を削除する旨の規定でございます。第二条につきましては、国民健康保険運営協議会という組織がございます。そして、そちらの委員の定数を定めているものでございまして、もとよりこの国民健康保険運営協議会の組織は、国民健康保険法施行令第三条においてそれぞれ設置する委員を規定しているところでございますが、昨年の医療制度改正によりまして、当該施行令の改正により被用者保険等保険者を代表する委員でございまして、垂井町につきましては従来大垣社会保険事務所長にお願いをしておったところでございますが、そちらの委員の定数を削減するといった施行令の内容によりまして、今回、条例の整備を行うものでございます。

続きまして、附則の関係でございます。現在、垂井町におきまして、出産育児一時金につきましては、健康保険法施行令の規定に準じ、垂井町国民健康保険条例第六条に基づきまして三十五万円を支給させていただいているところでございます。今般、緊急の少子化対策として健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成二十一年五月二十二日をもって公布・施行されたのにより

まして、出産育児一時金の支給額を、本年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの間の出産につきまして暫定措置として四万円を引き上げ、三十九万円とする旨の規定を附則の第二項として加えるものでございます。

なお、この四万円の財源につきましては、二分の一を国庫補助金で、残りの三分の二は地方財政措置、それから残りの三分の一は保険税で賄うものであることを申し添えておきます。

なお、この条例の施行につきましては、附則でございますが、この条例につきましては平成二十一年十月一日から施行してまいりたいと。そして、ただし書きでございますが、第二条第四号を削除する規定につきましては、条例の公布の日から施行させていただきますと存じます。

なお、現在、この社会保険事務所長の委嘱につきましては、岐阜県の社会保険事務所長からの依頼につきまして、現在は委嘱をしておりますことを申し添えておきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 企画調整課長桐山浩治君。

〔企画調整課長桐山浩治君登壇〕

企画調整課長（桐山浩治君） 企画調整課の所管に係ります議第五十六号垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、本年五月一日に消防法の一部を改正する法律が公布され、十月三十日から施行されることとなりましたが、消防法の一部改正で新たに条が追加されたことにより、改正前の消防法の条項を引用している部分について条例の一部改正を行うもの

であります。

それでは改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第二条中「第三十五条の七第一項」を「第三十五条の十第一項」に改めるものでございます。第二条は損害補償を受ける権利について規定していますが、この中に消防法の条項を引用している部分があります。今回、消防法の一部改正で第三十五条の七が第三十五条の十に繰り下がったことにより、条例の一部改正を行うものであります。

附則といたしまして、この条例は平成二十一年十月三十日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 総務課長若山隆史君。

〔総務課長若山隆史君登壇〕

総務課長（若山隆史君） 議第五十七号平成二十一年度垂井町一般会計補正予算（第四号）の補足説明をさせていただきます。

御説明に入らせていただく前に、おわびを申し上げたいと思っております。

お手元に補正予算の正誤表が配付されております。修正箇所は三カ所ございます。今回の補正予算の調製につきまして、一昨日も訂正をさせていただいたというようなことで、たびたび修正をお願いしているところがございます。深くおわびを申し上げます。それでは一般会計補正予算の説明に入らせていただきます。

まず、表紙をごらんいただきたいと思っております。

歳入歳出予算の補正ということ、第一条でございます。歳入歳出それぞれ一億七千三百六十六万六千円を追加して、総額をそれぞれ八十四億二千六百六十八万八千円といたすものでございます。

次に、第一表ということで、歳入歳出予算補正、おめくりをいただきますと、一ページに歳入、訂正をさせていただいた、一つ飛んで、今現在は三ページ、訂正で二ページになっておりますけれども、これが歳出でございます。よろしくお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、七ページの歳出から御説明をさせていただきます。款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。

一千七百七十三万八千円の補正をお願いするものでございます。その内訳でございますが、まず節十一需用費でございます。これは、節十八備品購入費にも出てきますけれども、公用車の購入に際します収入印紙代でございます。これは議長車と、それからバスの方でございます。それから節十二役務費でございます。こちらは自動車リサイクル料、あるいは登録手数料を見込むものでございます。議長車、バス、ともに二十四万七千円でございます。それから節十三委託料でございます。こちらは、今回、総合窓口事業ということで、一階フロアを総合窓口ということ、新たな住民サービスの展開をしていきたいということで、そちらにございます案内看板、これを設置していく費用、三十六万八千円でございます。それから節十八備品購入費でございます。こちらは一千七百七十八千円を見込んでおりますが、まず公用車でございます。

議長車を廃車いたしましたして、議長並びに町長車ということで兼用していききたいということで四百六十三万二千元。それから公用車、巡回バスでございます。こちらは、平成五年の登録のバスが故障等多く老朽を来してきておるということで、これを車いすの設置された、いわゆる二台を含めた、乗車定員二十名のマイクロバスにかえていききたいという形でございます。七百八十四万六千元でございます。それから総合窓口に関係します待合いす、それからローカウター、相談室用のパーテーション及びキャビネット類等を導入していききたいという考え方で四百六十万円をお願いするもので、合計一千七百七万八千元でございます。節二十七は公課費ということで、巡回バスの自動車重量税でございます。こちらは、国庫支出金一千二百七十七万円を充てるということで、よろしくお願いいたします。

それから目五財産管理費でございます。二百九十万八千円の補正をお願いするものでございます。内訳は、節十五工事請負費でございます。これは庁舎改修工事ほかとなっておりますけれども、庁舎外の物置等を設置していききたいという考え方であります。その物置には、当然、庁舎内にございます倉庫等、それから事務室等がございます物品関係をその物置の方に移動させたいという考え方でございます。そういうことによりまして有効な事務室の活用をしてまいりたい。それから、もう一つは庁舎の地下にございます職員更衣室でございます。これは湿気が非常に多くてあまり利用できないような状態になっておりますけれども、こちらを改修いたしていききたいという考え方で、今現在、庁舎事務室にロッカー室があるところが、水道課も含めて三カ所でございます。そち

らのロッカー室もすべてその地下の更衣室の方に移していききたい。それで事務室を有効活用していききたいという考え方で、今般お願いするものでございます。

目六企画費でございます。二千四百五十五万二千元をお願いするものでございます。こちらは都市計画基本図の修正等業務ということで、都市計画基本図、平成十六年度にデジタル化をいたしております。今回、平成二十年六月に空撮をいたしておりますので、そのオルソ画像をしまして、都市計画基本図の修正部分はいわゆるデジタル化していくという形ですね。これをお願いするものと、あわせて、生活安全等施設ということで、街路灯、あるいはカーブミラー、消火栓、消防貯水槽などの生活安全等の附帯設備、こういったものをデジタルデータベース化してまいりたいと。それと、先ほど申しました都市計画基本図とのいわゆる合体的な活用を図っていききたいという考え方であります。こちらは、国庫支出金、これは地域活性化・経済危機対策関係でございます。それから県支出金、緊急雇用創出関係の補助金を活用していききたいという考え方で。

それから、目七電算管理費でございます。四十万円をお願いするものでございます。総合窓口に係ります一階フロアの電算関係、LAN配線工事のし直しということで四十万円をお願いするものでございます。

ページをおめぐりいただきますと、目十二防災行政無線設置費でございます。三百四十万円をお願いするものでございますが、簡易型の個別受信機を設置していききたいと。百七十台でございますが、昨今の豪雨によります屋外無線、いわゆる同報無線の関係

ですけれども、これがなかなか聞き取りにくいということで、各、いわゆる家の中に個別受信機を設置していくという考え方です。自治会長さん、あるいは議員さん、あるいは幹部職員、あるいは防災担当というようなことで百七十台を見込むものでございます。三百四十万円でございます。

次に款二総務費、項三戸籍住民基本台帳費、目一戸籍住民基本台帳費でございます。九十五万二千円をお願いするものでございますが、節十一需用費では、総合窓口に関係します諸証明用紙、いわゆる改ざん防止関係の用紙です。それから届け出用紙、これは複数の窓口を兼用するというところで、複数枚数の複写の届け出用紙を作成するものでございます。こういったものに二十九万五千円お願いするものでございます。それから節十三委託料でございます。これも総合窓口関係でございます。こちらは戸籍システム、戸籍の諸証明発行に関しましては、ただいま戸籍係のところ一台ございますが、それを証明等を発行するためにもう一台増設していきたいという考え方で、こちらの委託料と、次の使用料及び賃借料のシステムライセンス料、これは一カ所増設するための費用でございますので、よろしくお願いしたいと思います。したがって合計二カ所という形になるわけです。それから節十八備品購入費でございます。これも総合窓口関係で、こちらではレジスターと、改ざん防止用の、複数枚数のときに穴をガチャンとあける、いわゆる穿孔機がございます。それを調達していきたいということで、合計三十一万二千円でございます。

次に款三民生費、項一社会福祉費、目一社会福祉総務費でございます。マイナスの五十万円でございますが、これは他会計繰出

金ということで、出産育児一時金の国庫補助がつくということで、こちらの繰り出しをやめるというものでございます。

次のページ、九ページでございますけれども、款三民生費、項一社会福祉費の目五老人福祉費でございます。百二十五万円をお願いするものでございます。こちらは高齢者生きがい対策拠点施設整備事業ということで、シルバー人材センターの事務室、あるいは作業所の設計をお願いするものでございます。

それから目十介護福祉費でございます。八百十五万一千円をお願いするもので、これは特別会計の繰出金でございますが、こちらは職員異動に伴う人件費相当分ということで、よろしくお願いしたいと思っております。八百十五万一千円でございます。

次に目十二後期高齢者医療費でございます。この後期高齢者医療費につきましては、平成二十年度の給付費負担金が確定するというところで、精算でございます。それに伴います償還金三百二十一万円を見込むものでございます。

それから款三民生費、項二児童福祉費でございます。目一児童福祉総務費の二十万円でございます。こちらは備品購入費で二十万円をお願いするものでございますが、地域子育て創生事業補助金を充てるということで、空気清浄機を一台導入して、病後児保育施設へ貸与していくものでございます。

それから目二児童福祉施設費三百三十三万五千円を見込ませていただきますが、こちらも節十八備品購入費ということで、こちらは、各保育園へAED（自動体外式除細動器）の小児用、体重二十五キロ未満の児童に適用させるものでございまして、これらを導入していくというものでございます。

それから、目八子育て応援特別手当費ということで六千三百八十七万二千元でございます。こちらは、子育て応援特別手当事業ということで、三歳から五歳までについては国の事業で行われていくものでございます。これにゼロ歳から三歳までを町単独で行っているというものでございます。こちらの方、節十一需用費で子育て応援特別手当事業の印刷製本費ということで、申請書等の購入をいたしてまいりたい。それから節十二役務費でございます。これも子育て応援の関係でございますけれども、郵便料、あるいは口座振替料を見込むものでございます。八十九万円でございます。節十三委託料につきましては、これも子育て応援関係で、既存システムでいいますと定額給付金の支給システムがございます。そちらをベースにいたしまして改造をかけます。その費用でございます。それが百二十八万一千円と、それから派遣事務員の委託ということで六十三万円、これは通訳を兼ねた事務員でございます。百九十一万一千円の委託料をお願いするものでございます。次にめくっていただきますと、節十九負担金、補助及び交付金で、これも子育て応援関係でございますけれども、交付金をこちらで見えております。したがって、こちらはゼロ歳から五歳までの国庫分と町単分を合わせたものでございます。

それから款四衛生費、項一保健衛生費でございます。目六保健センター費で九十八万一千円をお願いするものでございます。こちらは、地域子育て創生事業ということで、お父さん、お母さんの子育てに関するいろんなテキスト、あるいはガイド、こういったものを需用費で五万円を見込むものでございます。次の備品購入費では百四十七万八千円で、まず児童相談体制整備対策事業と

いうことで、これは赤ちゃん等の養育指導訪問ですね。これにかかります車両を導入していきたいということで百十万円でございます。それから地域子育て創生で、これは沐浴人形、実習用の人形なんです、男児の人形が二体、それから女児が二体ということ、計四体を購入し、おむつの当て方、衣類の着せ方等を実習していただくための人形さんでございます。続きまして節十九負担金、補助及び交付金、マイナスの五十四万七千円でございますが、こちらは当初予算で計上いたしておりました母子保健指導車を購入していくということで、これは社団法人全国保健センター連合会という団体でございます。こちらの日本宝くじ助成によります保健活動支援整備車ということで配付される事業がございます。そちらに応募いたしておりましたけれども、残念ながら外れました。これは十五年以上経過していないとだめということで、まだこの現有の母子保健車はそれに達していないということで、いわゆる組み替えをさせていただくということでございます。こちら、五十四万七千円は一般財源で見えておりましたけれども、上側の備品購入で児童相談体制整備対策事業、こちらで車両を購入するということで、こちらは県補助関係等を充てていきたいという考え方であります。

それから款十教育費、項二小学校費でございます。目一学校管理費二百五十万一千円でございますが、需用費で学校情報通信技術環境整備事業、これはいわゆる学校ICT環境整備事業というものでございまして、こちら需用費の中では八百三十七万九千円を見込んでおりますけれども、校内LANに八ブが設置されております。その八ブが老朽を来しまして、それを交換していくと

いうことで、七校分を見込んでおります。次に節十八備品購入費でございますが一千三百十二万二千円、こちらはデジタルテレビ二十台、これは合原小二台、ほかは三台ということで合計二十台、それから電子黒板機能つきテレビ、各校一台ずつ導入するものがございます。一千三百十二万二千円ですね。

それから次のページを見ていただきますと、目二教育振興費と
いうことで五百八十七万三千円でございます。こちらは理科教育
設備整備費の補助金、これを活用しながら理科備品等を導入して
いくものがございます。二分の一の国庫補助率でございます。

次に款十教育費、項三中学校費でございます。目一学校管理費
でございます。一千七十五万九千円を見込むものがございます。

節十一需用費では学校情報通信技術環境整備事業費ということで、
これも不破中・北中の校内LAN、小学校と同時期に設置したハ
ブが老朽を来しておるということで、それを交換する修繕料を見
込むものがございます。五百二十三万円でございます。それから
節十八備品購入費でございます。こちら中学校ICT関係で、
デジタルテレビの十台を導入していきたい。不破中六台、北中四
台という割り振りでございます。それから電子黒板機能つきテレ
ビ各一台ずつで五百五十二万九千円を見込むものがございます。

次に目二教育振興費ということで二百九万四千円、これは備品
購入費で、理科教育設備整備費補助金を活用して、理科備品を導
入するものがございます。

次に款十教育費、項四幼稚園費でございます。目一幼稚園費二
百四十九万円を見込むものがございますが、備品購入費で、これ
も学校ICT化事業ということで、合原幼稚園以外各一台ずつで、

計六台のデジタルテレビを導入していきたいという形でございます。
こちらは「修繕料」と入っておりますが、これは抹消という
ことで訂正しておわびを申し上げます。これは正誤表にも載せて
おります。備品購入費二百四十九万円という形で見込むもので
ございます。

戻っていただきまして五ページでございます。歳入でございま
す。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金でございます。目一総務費
国庫補助金で八千三十四万七千円。こちらは地域活性化・経済危
機対策臨時交付金を見込むものがございます。

目二民生費国庫補助金でございます。三千二百七十一万円をお
願いするもので、こちらは子育て応援特別手当交付金で三十六
万円、それから子育て応援特別手当の事務取扱交付金、こちらが
二百一十一万円という形でございます。

次に目九教育費国庫補助金でございます。二千二百八十六万三
千円をお願いするもので、こちらの内訳は、学校情報通信技術、
学校ICT化関係ですね。これが一千八百八十八万円。それから
理科教育設備整備費等補助金で三百九十八万三千円でございます。

次に款十四県支出金でございます。項二県補助金、目一総務費
県補助金で七百五十五万二千円の補正をお願いいたすもので、緊
急雇用創出事業の臨時特例基金事業費補助金でございます。

それから目二民生費県補助金四百五十五万五千円ということで、地
域子育て創生事業補助金と児童相談体制整備対策補助金 車
両関係の購入のものです。を見込むものがございます。

それから目三衛生費県補助金で四十二万八千円、これは地域子

育て創生事業ということで、沐浴人形とかそういったものを歳出で見込んだものでございます。

それから款十七繰入金、項一特別会計繰入金ということで、目一老人保健医療特別会計繰入金で八百六十二万六千円、平成二十年度精算によるものでございます。老人会計から受け入れるものでございます。

それから目二後期高齢者医療特別会計繰入金、こちらは九百三万二千元を見込むもので、こちら平成二十年度の精算によるもので、繰入金を見込むものでございます。

次、ページをめくっていただいて、六ページでございます。

款十八繰越金、項一繰越金で目一繰越金、七百五十五万三千元を前年度繰越金で充てさせていただくものでございます。

戻っていたにつきまして、訂正をさせていただきましたけれども、二ページを三ページということで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入と、それから四ページ、歳出、それぞれ財源内訳等も記載してございますので、よろしくお目通しをいただきたいと思えます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。

議長（衣斐弘修君） 暫時休憩いたします。再開は十時四十分といたします。（午前十時二十三分）

議長（衣斐弘修君） 再開いたします。（午前十時四十分）

住民課長永澤幸男君。

〔住民課長永澤幸男君登壇〕

住民課長（永澤幸男君） それでは私の方からは、垂井町国民健

康保険特別会計、垂井町老人保健医療特別会計並びに垂井町後期高齢者医療特別会計、それぞれの補正予算について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第五十八号平成二十一年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）でございます。

こちらの今回の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、主な内容につきましては、先ほど条例の改正でもお願いしましたが、出産育児一時金及び医療制度改革によります高額療養費特別支給金の支給に係るものでございまして、議案書の第一ページでございますが、第一条、歳入歳出それぞれ二百八十四万一千円を追加させていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ二十六億五千三百四十九万二千元とするものでございます。

それでは詳細につきまして説明させていただきます。国民健康保険特別会計につきましては、歳入の五ページから説明をさせていただきます。

款三国库支出金、項二国库補助金、目三介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、こちらにつきましては、昨年の介護報酬の改定によりまして、激変緩和措置といたしまして、二年間の期間につきまして歳出におけます介護納付金の財政支援に財源として受け入れるものでございまして、今回百九十二万六千円の補正をお願いするものでございます。

次に、目五出産育児一時金補助金でございます。先ほどの条例改正の補足説明の中でも御説明をいたしましたが、四万円に係ります二分の一でございますが、こちらを国库補助金で受け入れるわけでございますが、今回五十万円、二万円といたしまして二十

五件分の出産育児一時金につきます四万円の上乗せ分の財源を国庫補助金として受け入れるものでございます。五十万円でございます。

続きまして、款九繰入金、項一他会計繰入金、目一一般会計繰入金でございます。こちらにつきましては出産育児等の繰入金でございます。先ほど国庫補助金の中でも五十万円財源措置ということでございます。そちらの財源分を、一般会計からの繰入金を五十万円減額するものでございます。

続きまして、款十繰越金、項一繰越金、目一繰越金でございます。こちらにつきましては、今回の補正の財源並びに収支の均衡を図るために九十一万五千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、次の六ページでございますが、歳出でございます。款二保険給付費、項四出産育児諸費でございます。こちらの目一で出産育児一時金につきましては、先ほど来から御説明してございますように財源の振りかえ五十万円につきまして一般財源から国庫支出金に振りかえるものでございます。

それと、目二の支払手数料でございます。こちらにつきましては、新たに予算措置をするわけでございますが、この出産育児一時金につきましては、今の支払い方法は償還払い、あるいは代理受領といった方法で行っておるわけでございますが、今回この四万円が加算されることに伴いまして、医療機関に直接支払う制度と、制度上、変更がなされます。こういった方法で支払っていくのかといいますと、保険給付費と同じように岐阜県の国民団体連合会を通じて支払うという関係で、国民団体連合会への手数料の

分でございます。こちらを役務費といたしまして六千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款六介護納付金、項一介護納付金、目一介護納付金でございますが、こちらにつきましても、先ほど来、歳入の部分で御説明をさせていただきましたが、介護報酬の引き上げに伴います介護納付金の激変緩和措置としての金額に対します受け入れでございます財源振りかえ、財源更正を一般財源から国庫支出金の方に振りかえるものでございます。

続きまして、款十一諸支出金、項一償還金及び還付加算金、目三高額療養費特別支給金でございます。御存じのように、高額療養費という制度については皆様方も既に御承知のことと存じますが、昨年度の医療制度改革によりまして、七十五歳になられた方につきましては月の途中で新たに後期高齢者医療制度に加入していただく。それと、従来の医療保険制度という、月の中で二つにまたがった形の中で高額療養費を支払っておったわけでございますが、それぞれ月の中でその二つの制度に基づいて一定額を超えて医療費を支払っておられるような場合もあるわけでございまして、他の月に比べて負担が増加するといった傾向にあったわけでございます。そういったことを踏まえて、平成二十一年の一月以降、誕生日にそれぞれ、七十五歳になられる方につきましてはこの限度額を半分にする措置が制度上構築されまして、それぞれ適用されておったところでございますが、しかしながら、後期高齢者医療制度につきましては、昨年の四月一日から施行されております。二十年の四月から十二月までに七十五歳になられた方々につきましてはこういった適用はされていなかったというこ

とで、今回、こういった方々にもさかのぼって、現在、制度化されているものを適用するというものでございます。これにつきましては二十一年度限りでございます。九十万九千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款十二予備費、項一予備費、目一予備費でございます。こちらにつきましては、先ほどの介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付に伴いまして、財源の振りかえにより生じました一般財源、いわゆる介護納付金に係ります保険料分を来年度の介護納付金の賦課総額の一部とするために、また今回の補正予算の収支の均衡を図るために、予備費に百九十二万六千円の増額補正を行うものでございます。

以上、国民健康保険特別会計については以上とさせていただきます。以上、国民健康保険特別会計については以上とさせていただきます。

続きまして、議第五十九号平成二十一年度垂井町老人保健医療特別会計補正予算（第一号）でございます。

こちらの補正予算の主な概要につきましては、平成二十年度の老人保健医療特別会計に占めます老人医療費の精算に伴うものでございまして、補正予算書のページに掲げてございますように、第一条でございますが、歳入歳出それぞれ四千二百五十八万三千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ五千七十八万三千円とするものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細の歳出でございます。六ページから説明をさせていただきます。

款三諸支出金、項一償還金、目一償還金でございます。節二十三償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきまして

は、平成二十年度の老人医療費の精算に伴います社会保険診療報酬支払基金及び国庫負担金に係ります返還金でございます。三千三百九十六万二千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款三諸支出金、項二繰出金、目一一般会計繰出金でございます。こちらにつきましても、平成二十年度の老人医療費、それから事務費でございます。これらについての精算に伴うものでございます。一般会計へ繰り出すものでございますが、今回、繰出金といたしまして八百六十二万六千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款五予備費、項一予備費、目一予備費でございますが、こちらにつきましては、収支の均衡を図るために五千円の予備費として減額補正をお願いするものでございます。

以上、垂井町老人保健医療特別会計補正予算について説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十二号平成二十一年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）でございます。

こちらの補正予算の主な概要につきましては、平成二十年度の精算分、それから国庫補助金の受け入れによるものでございまして、補正予算書ページでございますが、第一条、歳入歳出それぞれ一千四百二十一万五千円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額それぞれ二億八千四百三十九万九千円とさせていただくものでございます。

詳細につきましては事項別明細の歳出の方から説明をさせていただきます。六ページでございます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費でございます。

こちらにつきましては、後ほど歳入の部分でも御説明をさせていただきますが、制度改正に伴いますシステム改変でございます。これに要する経費につきまして、厚生労働省の方から財政支援として高齢者医療制度円滑運営事業補助金を受け入れるものの予算化に伴いまして、財源補正、一般財源を二百五十九万一千円を減額いたしました。国庫諸支出金に二百五十九万一千円を振りかえるものでございます。

続きまして、款二後期高齢者医療広域連合納付金、項一後期高齢者医療広域連合納付金、目一後期高齢者医療広域連合納付金でございます。節十九負担金、補助及び交付金でございますが、今回四百九十八万六千円の補正をお願いするわけでございますが、これは、七十五歳以上の方々から徴収をいたしました保険料を垂井町のこの会計を通じまして、岐阜県の後期高齢者医療広域連合の方に納付するものでございますが、平成二十年度の保険料につきましては、平成二十年度会計の出納整理期間内に収納されたものにつきまして、制度の仕組み上、平成二十一年度の予算に編成をいたしまして、岐阜県後期高齢者医療広域連合に納める形となっております。そういったことで、今回、平成二十年度分の保険料ということで四百九十八万六千円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、款四諸支出金、項一償還金及び還付加算金、目一償還金及び還付加算金、節二十三償還金、利子及び割引料でございます。こちらにつきましては過年度分の保険料の返還金でございます。十九万七千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款四諸支出金、項二繰出金、目一他会計繰出金で

ございます。こちらにつきましても、平成二十年度の事務費及び保健事業の精算等に伴います一般会計への返還金でございます。九百三万二千円の繰出金の措置をお願いするものでございます。

続きまして、前のページへ戻っていただきまして、歳入でございます。

款五繰越金、項一繰越金、目一繰越金、節一繰越金でございますが、前年度の繰越金といたしまして一千五十六万三千円の補正を見込んでおりまして、既決額千円でございます。このたび一千五十六万二千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款六諸収入、項三雑入、目一雑入でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者を対象といたしました岐阜県後期高齢者医療広域連合への平成二十年度の健康診査負担金の精算に伴います返還金でございます。このたび百六万二千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、款七国庫支出金、項一国庫補助金、目一高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。節一高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございますが、こちらにつきましては、後期高齢者医療システム改修に要する経費の厚生労働省からの財政支援として、補助金として納入するものでございます。

以上、三つの特別会計についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 下水道課長小林徹雄君。

〔下水道課長小林徹雄君登壇〕

下水道課長（小林徹雄君） 下水道課所管に係ります議第六十号、

垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第一号）について補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、提案説明でありましたとおり、公共下水道事業の歳入の財源の一つであります下水道受益者負担金を賦課徴収に当たりまして、初年度に一括納付していただきます受益者の増加に伴いまして、垂井町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第十二条の一括納付報償金の不足が生じましたので、今回補正をお願いするものでございます。今年度の受益者負担金の納付状況につきましては、四百六件の対象で、一括納付された受益者は三百二件、七四・三％の高率の一括納付の状況でございます。

それでは議案書でございますが、今回補正を行いますのは、歳入歳出それぞれ二百九十九万九千円を追加いたしまして、歳入歳出の予算総額を十億一千六百九十九万九千円とするものでございます。

それでは六ページの歳出から御説明をさせていただきます。

款一公共下水道費、項一公共下水道費、目二施設管理費、節八報償費につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたように受益者負担一括納付報償金につきまして、二百九十九万九千円の補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、歳入、五ページでございますけれども、繰越金にて歳出の財源収支、そして均衡を図らせていただきます。二百九十九万九千円の補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） 健康福祉課長小川孝夫君。

〔健康福祉課長小川孝夫君登壇〕

健康福祉課長（小川孝夫君） 健康福祉課所管に係ります議第六十一号平成二十一年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第一号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回補正いたしますものは、介護保険特別会計で見えております人件費につきまして、四月に職員異動がありましたので、その人件費の補正をお願いするものでございます。

補正額につきましては、表紙の第一条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四百二十二万八千円を追加し、総額をそれぞれ十五億九千四百二十二万八千円とするものでございます。

それでは歳出の方から事項説明をさせていただきます。

六ページでございます。

款一総務費、項一総務管理費、目一一般管理費で九百十五万六千円の補正をお願いするものであります。節二給料以下、職員手当等、共済費であります。これは介護保険係の職員一名分の人件費であります。この四月から介護保険係ができ、係長が配属されたことにより必要経費の補正をお願いするものでございます。

次に、款四地域支援事業費、項二包括的支援事業・任意事業費、目二総合相談事業費で五百二万八千円の減額でございます。節二給料以下、職員手当等、共済費の減額補正であります。これは地域包括支援センター職員一名分の人件費の減額であります。今年度につきましては育児休暇取得中でありますので減額の補正をお願いするものであります。

続きまして歳入でございますが、前ページ、五ページでございます。

款四国庫支出金、項二国庫補助金、目五地域支援事業交付金（包括的支援・任意）、節一現年度分で二百一十一千円の減額であります。歳出で包括支援センター職員の人件費を減額いたしました。その財源割合として定められております四〇％減額するものでございます。

次に、款六県支出金、項三県補助金、目三地域支援事業交付金（包括的支援・任意）、節一現年度分で百万五千円の減額であります。同じく包括支援センター職員の人件費でございますが、財源割合として定められております二〇％を減額するものでございます。

次に、款九繰入金、項一一般会計繰入金、目二、節一事務費等繰入金であります。介護保険職員一名分の人件費として九百十五万六千円を一般会計から繰り入れするものでございます。

目四の地域支援事業繰入金（包括的支援・任意）につきましては、包括支援センター職員人件費の繰入金、財源割合として定められております二〇％の百万五千円を減額するものでございます。

款十、項一、目一、節一の繰越金であります。支援センター職員人件費の財源が不用となるため減額するものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（衣斐弘修君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

御異議なしと認めます。よって、議第五十五号から議第六十二号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。（午前十一時五分）

右会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成二十一年 月 日

議長 衣斐弘修

議員 奥村耕作

議員 末政京子